

# 建築物の排水処理方法について

◆八街市では、建築物の敷地内からの汚水・雑排水処理方法については次の1～4の方法、雨水処理方法については5の方法となります。

## 1. 公共下水道 (し尿、雑排水処理)

処理区域内《下水道課で確認してください》では便所を水洗とし、生活雑排水と合わせて公共下水道へ流入させなければなりません。

また、既存建築物の汲み取り便所の場合については、公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗便所に改造し、その他の下水（浄化槽からの処理水も含む）については遅滞なく公共下水道へ流入させることが必要となります。

**関係法令**：建築基準法第31条及び下水道法第10条、第11条の3

## 2. 集中浄化槽 (し尿、雑排水処理)

ある一定規模の一団の造成地《都市計画課で確認してください》については、原則として1団地に1つの合併浄化槽（集中浄化槽）を設置し、各家庭からの排水を処理します。

**関係法令**：千葉県浄化槽取扱指導要綱

## 3. 小型合併浄化槽 (し尿、雑排水処理)

①各敷地毎に個々に合併浄化槽を設置します。その処理水を放流する場合は、放流先とその流末（水路等）があるか都市計画課または道路河川課で確認してください。

②放流先のない場合は、別添「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」により宅地内での処理となります。

**関係法令**：建築基準法第31条及び千葉県浄化槽取扱指導要綱

## 4. 汲み取り (し尿処理)

所定の業者に依頼し、定期的にし尿を汲み取ります。《業者については環境課で確認してください》

雑排水については、以下の2つの処理方法となります。

### ① 蒸発拡散装置 (雑排水処理)

し尿以外の生活雑排水を敷地内に設置した蒸発拡散装置にて処理します。

### ② 浸透枮 (雑排水処理)

し尿以外の生活雑排水を敷地内に設置した浸透枮にて処理します。

## 5. 雨水処理

雨水処理については、原則として宅地内での処理となります。

※団地内に調整池が設置されている場合を除きます。

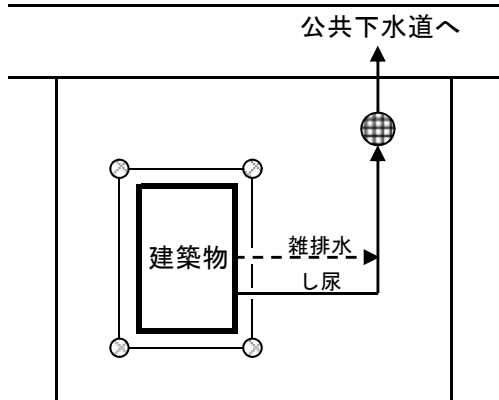
※調整池を利用出来るかどうかを都市計画課へ、側溝に接続出来るかどうかを道路河川課へ確認してください。

# 八街市で認められている排水処理方法

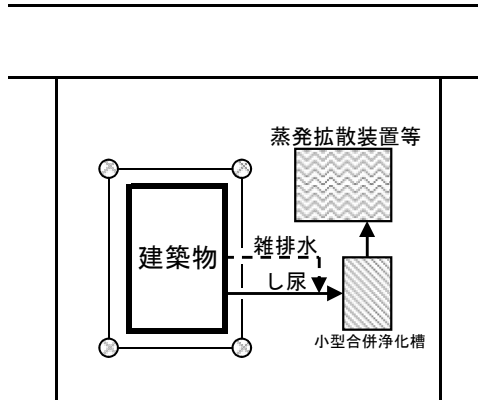
## ★ 放流先がある場合

## ☆ 放流先がない場合(敷地内処理)

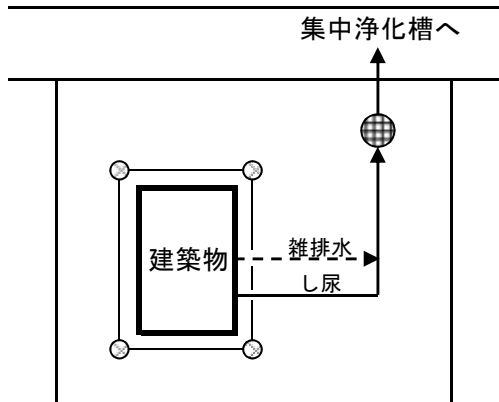
1.



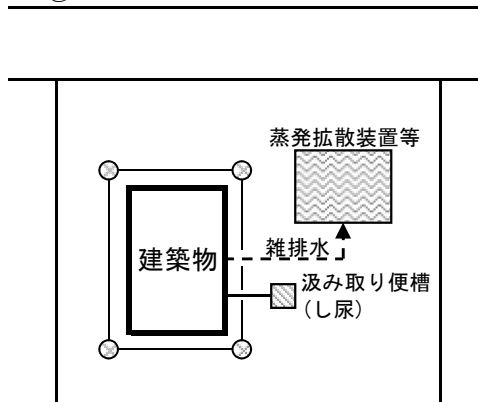
3. - ②



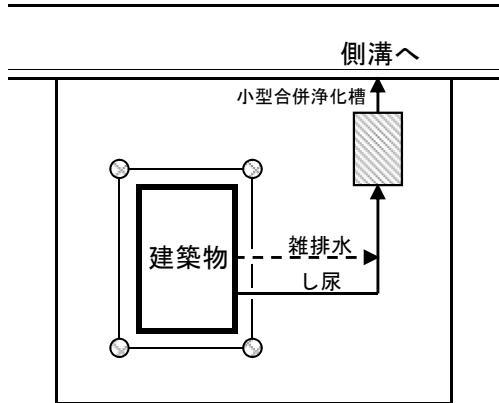
2.



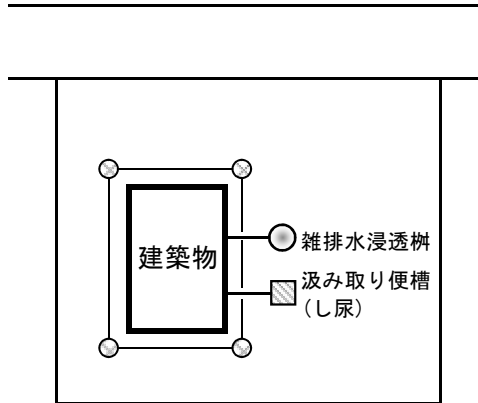
4. - ①



3. - ①



4. - ②



⊗ 雨水浸透柵を示す